

4 キャリアデザインに応じた採用・昇任等

各職種の採用・昇任に関する要件等は、次のとおりです。

職 種	対 象 者	選考方法等	
		第一次選考試験	第二次選考試験
指導教諭	・教諭の経験が5年以上である者	・書類審査	・授業評価等 (授業参観、個人面接)
スーパー ティーチャー	・指導教諭及びスーパーティーチャーに委嘱された経験のある再任用の教諭で、高い評価を得ており、同僚教員の模範となっている者	・書類審査 ※ 継続の場合は異なります。	・授業評価等 (授業参観、個人面接)
主幹教諭	・教職経験10年以上の指導教諭、教諭、養護教諭等	・書類審査	・小論文、個人面接
教 頭	・教育に関する職に10年以上の経験を有する者 ・その他、前述の資格を有する者と同等の資質を有すると、教育長が認める者	・筆答試験	・集団討論・面接
副校長	・教頭の職にある者 ・ただし、教頭の職にある者はその職の経験が2年以上の者 ・その他、前述の資格を有する者と同等の資質を有すると、教育長が認める者	・筆答試験	・個人面接 ※ 校長選考試験と同じです。
校 長	・副校長又は教頭の職にある者 ・ただし、教頭の職にある者はその職の経験が2年以上の者 ・その他、前述の資格を有する者と同等の資質を有すると、教育長が認める者	・筆答試験	・個人面接
教育行政	・教員としての一定以上の経験がある者（受験資格は、採用予定職種により異なります。）	・筆答試験 ※ 採用予定職種によっては異なる場合があります。	・個人面接
再任用	・年度末に定年退職をする者 ・各年度末の年齢が64歳以下の現再任用者（再任用更新者）	・勤務実績等（勤務状況、健康状態、面接等）に基づき、県教育委員会が選考を行う。	
希望降任	・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長	・希望者は、「降任希望願」を県教育委員会に提出する。	

※ 「対象者」、「選考方法等」は、令和元年度のものであります。